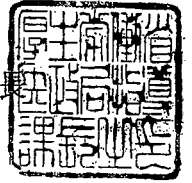


社団法人日本内燃力発電設備協会 会長 殿

厚生労働省医政局指導課長



医療施設に対する自家発電設備供給に係るご配慮について（依頼）

平素より医療行政にご協力をいただきありがとうございます。

東日本大震災の発生以来、医療機関に対する電力の確保につきましては、今国会におきましても繰り返し強い要望がなされてきたところであり、厚生労働大臣におきましても電力確保に取り組んでいく旨を発言してきているところです。

このため、厚生労働省においては東日本大震災及びその後の電力供給の状況を踏まえ、平成 23 年度第 1 次補正予算において、東京電力管内及び東北電力管内に所在する救命救急センター及び総合周産期母子医療センター（以下「救命救急センター等」という。）における自家発電設備の整備に係る補助制度を創設したところです。

ご存じのとおり、救命救急センター等は特に重篤な患者を 24 時間体制で受け入れる施設ですので、突発的な停電等により必要な手術や検査が中断されるような事態に陥ることは避けなければなりません。このため、非常時であっても適切な治療が実施できるだけの電力の確保が必要との考えから、特に今夏の電力不足が懸念される東京電力管内及び東北電力管内に所在する救命救急センター等に対し当該補助制度を創設したものです。

しかしながら、東日本大震災以降、自家発電設備に対する需要の急増や生産ラインの被災等の事情のため品薄状態となっていると仄聞しているところです。

つきましては、救命救急センター等のおかれている事情をご賢察の上、自家発電設備の供給を優先的に行っていただくなど、貴職から会員各位に対し特段のご配慮を賜るよう要請方お願い申し上げます。

また、今回の補正予算における補助対象とはなっていない医療施設であっても、突発的な停電等に備え、独自に自家発電設備の導入や更新を検討している施設が少なからずあると思われますので、同様にご配慮方お願い申し上げます。

貴職及び会員各位におかれましては、上記の趣旨についてご理解をいただくとともに、このような状況において自家発電設備の医療施設への導入が需給問題に起因して遅れ、結果として人命に影響のある事態をもたらした場合、その供給体制に対しましても批判が向けられることは避けられない可能性があることについてもご留意いただきまして、医療施設に対する自家発電設備の優先的な供給について最大限のご配慮を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

担当

医政局医療経理室 決算第一係長 田川（内 4189）